平成２２年（フ）第３８号
和歌山県田辺市磯間４番25―301号
債務者　吉﨑　美奈（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２３０号
川崎市幸区小倉1087番地　長嶋荘202
債務者　生形　政幸
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
愛知県岡崎市上地１丁目20番地13
債務者　小野かおり（旧姓加藤・尾崎）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４７１号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番24―205号
債務者　高田　昌晃
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７４号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番29―412号
債務者　吉田　　哲
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４８号
大阪府寝屋川市石津東町32番13号
債務者　中川　繁子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
愛媛県大洲市阿蔵甲1273番地市営住宅阿蔵第２の１・１―11号
債務者　原田　　尚
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２５号
愛媛県大洲市阿蔵甲1273番地市営住宅阿蔵第２の１・１―11号
債務者　原田多津子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３０号
熊本県玉名市高瀬61番地
破産者　髙木　　正
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１９５９号
名古屋市中村区本陣通５丁目231番地の１
破産者　本陣貿易有限会社
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４１２号
名古屋市中川区荒江町32番10号
破産者　有限会社明昇
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６１号
岩手県宮古市磯鶏沖９番12号
破産者　興亜商事株式会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第２４１号
富山市婦中町速星593番地
破産者　北日本酒販株式会社
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０号
長野県茅野市ちの1282番地１　ディアスペッカリー101号
破産者　被相続人亡増澤一幸相続財産
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２１１号
徳島県鳴門市里浦町里浦字小高塚161番地１
破産者　株式会社近藤組
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４５号
香川県善通寺市中村町165番地の１
破産者　大興建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１８０号
香川県仲多度郡多度津町大字見立1538番地
破産者　有限会社秋山商事
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部